

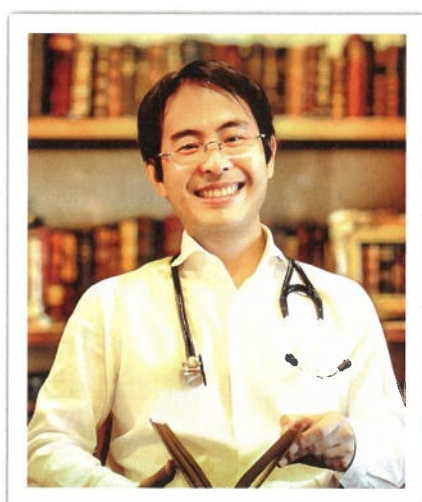


相談員だより

No.38

*この会報は共同募金の助成を受けて発行しています

編集・発行
茨城県知的障害者相談員連絡協議会
事務局
〒310-0851 水戸市千波町1918
『障害者なんでも相談室』内
TEL 029-244-9588 FAX 029-243-3854



▲講師 湯浅 正太 氏

研修会の様子▶



【令和6年度 第1回茨城県知的障害者相談員研修会開かれる】

令和6年7月24日(水)、令和6年度第1回茨城県知的障害者相談員研修会が開催されました。ヒロサワ・シティ会館集会室において、知的障害者相談員43名、市町村障害福祉担当者23名が参加しました。

午前中は主催者である茨城県福祉部障害福祉課 森田教司課長、茨城県手をつなぐ育成会 永井立雄会長の挨拶のあと、茨城県福祉部障害福祉課企画グループ 瀧川裕美氏より、「第3期新しいばらき障害者プラン」についての行政説明を受けました。

茨城県知的障害者相談員連絡協議会総会をはさみ、午後からは千葉縣市川市にある一般社団法人Yukuri-te (ゆくりて) 代表理事、小児神経専門医の湯浅正太氏を講師に迎え、「子育てときょうだい支援」という演題で講演をいただきました。

湯浅氏は障害児者のきょうだいを支える支援に取り組んでいます。熱のこもった講演に、参加者からも多くの質問が上がり、湯浅氏が丁寧に回答して下さいました。

参加者は自身の子育てを改めて振り返る機会になりました。今後、知的障害者相談員として地域で相談支援活動をしていく中で、子育てで悩む親、きょうだい、家族を支援していくためにも、貴重な情報を得られた研修会となりました。

【主催者挨拶】

茨城県福祉部障害福祉課 課長 森田 教司

本日は、「令和6年度第1回茨城県知的障害者相談員研修会」に、多くの皆様の参加をいただきましたこと心より感謝申し上げます。

相談員の皆様方におかれましては、日頃から本県の障害者福祉の向上に多大なるご協力を賜っており、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

障害者の地域生活を支えるには、障害者一人ひとりの生活課題や、就労の希望や適性、そして親御さんのご希望など、様々な課題やニーズをお聞きしつつ、相談者に寄り添ったアドバイスを行っていただくなど、皆様方の相談支援が必要でございます。

現在、62名の方に相談活動をお願いしておりますが、相談員の皆様には引き続き、豊富な知識と経験を存分に発揮し、相談活動を推進して頂きますよう、お願い申し上げます。

近年の状況としまして、障害の重度化・多様化や高齢化が進んでおり、障害のある方々が地域で安心して暮らすためには、障害児者の生活を地域全体で支えるための仕組みづくりが喫緊の課題と考えております。

この後、ご説明させていただきますが、今年3月に策定しました「第3期新しいばらき障害者プラン」の基本理念である「ノーマライゼーション」と「完全参加」に基づき、障害者スポーツの推進や文化芸術活動などの取組を充実させてまいりますので、なお一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びになりますが、本研修会が皆様にとって有意義なものとなり、今後の皆様の活躍に大いに寄与されますことを願いますとともに、本日ご参会の皆様方のご健勝とご活躍をご祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。



茨城県手をつなぐ育成会 会長 永井 立雄

茨城県手をつなぐ育成会は、県内の知的障害者の親の会ではありますが、親だけでなく兄弟姉妹も構成員となっています。

相談支援とは、どのような福祉サービスにアクセスするにしても、その入り口の重要な部分だと思います。知的障害者相談員の皆様には日頃より大変お世話になり、ありがたく思っております。

さまざまな法律の改正や各自治体の制度の改正があり、昔に比べると、いろいろな福祉サービスが提供され、利用できるようになりました。障害者が住みやすい社会に向かってはいますが、それぞれの市町村の状況を見てみると、「こういうサービスを使いたいけれど、うちの地域には事業所がないから受けられません。」という話もよく聞きます。

東京や神奈川の方では、障害があってもさまざまな支援を受けて、アパートでひとり暮らしをしている事例がありますが、茨城県ではまだまだ、実現したくても実現できないという現状があります。茨城県手をつなぐ育成会としても、上部団体である全国手をつなぐ育成会連合会と共に、国政にも働きかけていきたいと思っております。

今日の研修では、いろいろなものを持ち帰っていただき、それぞれの障害者支援に役立てていただければと思います。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

1 茨城県の障害者の現状について

障害者手帳所持者の数は令和5年3月末現在で、身体障害が88,607人、知的障害が26,324人、精神障害は24,480人、合計139,411人です。重複障害も含んだ数にはなりますが、障害者手帳所持者は年々増加しています。全体的な傾向として、障害者の方の高齢化、重度化、重複化が進んでおります。

2 第3期新しいばらき障害者プラン（令和6年3月策定）

令和6年度から令和11年度までの6カ年計画となっております。3年ごとに見直しがあり、令和8年度に見直しの予定です。県では、プランの基本理念である「ノーマライゼーション」と「完全参加」に基づき、さまざまな取組を行っております。

（1）権利擁護のための取組について

令和6年4月、改正障害者差別解消法が施行され、民間事業者の合理的配慮が義務化されたことを踏まえ、県では権利擁護に関する周知啓発活動により一層力を入れて取り組んでおります。

- 茨城県障害者差別相談室

障害を理由とする差別に関するさまざまな相談に対応し、必要な助言、情報提供、関係者間の調整などを行っております。

- 障害者なんでも相談室

障害者やご家族、施設の方などが抱えている福祉、就労、教育など、さまざまな相談に専門の相談員が応じております。

- 茨城県障害者権利擁護センター

障害者虐待に関する通報の受理や相談の対応、関係者間の調整などを行っております。

- 障害者虐待防止権利擁護のための研修の実施

主に障害福祉施設、市町村職員向けの研修を実施しております。その他県のホームページやSNSなどを利用して障害者虐待防止についての周知啓発を行っております。

（2）地域生活への移行の促進

精神科病院においては、受け入れの条件が整えば退院可能な方が長期入院している場合もあります。障害者の方が、地域で安心した生活ができるように、日中活動の場や住まいの場の確保、地域生活支援拠点を整備することにより、長期の施設への入所や入院から地域生活への移行を進めていくこととしております。

国の基本方針をみると、自宅やグループホームなどへの地域生活移行者数は減少傾向にあり、施設入所者の重度化、高齢化が進んでおります。県では、障害の重度化、高齢化に対応するためのグループホームなどの障害福祉サービスの機能強化や、地域生活支援拠点等の整備に係る取組を、今後さらに推進していくこととしております。

(3)障害者の就労機会の拡大

○一般就労のための取組

障害者就業・生活支援センターを県内に9ヶ所設置しております。センターは、就業支援部門と生活支援部門の二つの部門で構成されています。

- 就業支援部門は、就業に関する相談支援や障害特性を踏まえた雇用管理に関する助言、関係機関との連絡調整などを行っており、求職活動支援では、ハローワークや障害者就業職業センターなどと連携を図っております。
- 生活支援部門は、生活支援担当者を配置し、日常生活、地域生活に関する助言を行っており、必要に応じて福祉事務所や保健所、医療機関などと連携を図っております。

また、茨城県福祉部障害福祉課内に、主に知的障害者の方向けのステップアップオフィスを設置しています。業務の内容は、資料の封入作業などです。ステップアップオフィスでの勤務経験を生かして、これまでに28名の方が民間企業等に就職しています。

○福祉的就労のための取組

障害者の方が働く喜びを感じ、地域で自立した生活が送れるように、工賃水準の引き上げが重要な課題となっております。茨城県の平均工賃は令和4年度実績で15,726円であり、全国と比較しても高い水準ではありません。

県では、福祉事業所の製品の販路拡大と仕事の確保のため、茨城県共同受発注センターを設置しております。茨城県共同受発注センターは、地方公共団体や企業からの請負業務の受注や、製品原材料の発注を施設が共同で行うための連絡調整を行う組織です。一般企業、公的機関への営業活動などによる受注の拡大を図り、施設に発注を分配する取組を行っております。

(4)障害児支援の提供体制の整備について

医療的ケア児や様々な発達に課題がある子どもやその家族に対して、医療、福祉、教育が連携して対応する支援体制整備に力を入れております。

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所等の整備、医療的ケア児の支援に関わる協議の場の設置、保育所等訪問支援の整備などに取り組んでおります。

国の調査によりますと、医療的ケア児は全国で約2万人いると推計されており、増加傾向にあるとされています。県では、医療的ケア児の支援者向けの研修や、地域において相談支援の中核的役割を担うコーディネーター養成研修を実施し、医療的ケア児の支援に携わる人材の育成に力を入れております。

また、医療的ケア児とその家族が、地域で個々の状況に応じた支援を受けられる体制の構築を目的として、茨城県医療的ケア児支援センターを設置しております。

「第3期新しいばらき障害者プラン」につきましては、県のホームページに掲載しておりますので、ぜひお目通しいただき、引き続き皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

「第3期新しいばらき障害者プラン」講義へのご意見・ご質問への回答について

7/24 茨城県知的障害者相談員研修会

ご意見・ご質問	県の考え方
最重度の息子（自閉症）を地域でとは無理。私のまわりの親子もととてもつらい思いをしている。 いつでも必ず診てくれる病院はなし、ショートを受けてくれる施設もない。老いていく親にとって、心配なことばかり。大騒ぎする大人の息子を外出させるのも大変。入所できるところを増やして、息子の人生を歩んで欲しい。でも問題だらけの子は入所が無理なようで。もっとこういう子を受け入れてくれるところを増やして欲しいと、心から願います。	県では、県内2か所に茨城県発達障害者支援センターを設置し、自閉症などの発達障害を持つ方やご家族の相談支援に対応しております。 また、発達障害者支援センターでは、発達障害児・者の支援に携わる自治体や事業所の職員向けに研修事業も行っております。 引き続き、研修事業等を通して、発達障害をお持ちの方が適切な支援を受けられるよう、支援体制の充実に努めてまいります。 また、政府の地域移行の基本方針を踏まえ、居住の場としてのグループホームの充実を図るなど障害者の地域生活を支援する各種施策を推進してまいります。
障害者差別解消法をもっと県民に周知してもらいたい。	ご意見ありがとうございます。今年度4月からの改正法施行に伴い、民間事業者をはじめ県民の皆様へ、合理的配慮の提供と建設的対話の重要性などの法の趣旨について、各種広報メディア等で引き続き広く周知をはかってまいります。皆様方の支援におかれましても、改正差別解消法の周知にご協力くださいますようよろしくお願いいたします。
地域生活移行に伴う福祉サービスの具体案など、計画も含めて聞きたい。	入所施設からの地域移行を促進すべく、地域として障害者を支援する枠組みである地域生活支援拠点の整備を各市町村において推進しています。
地域生活移行の促進、地域生活支援拠点の整備が、各市町村でどう動いているか知りたい。	各市町村において、入所施設との連携を図っているほか、地域移行の拠点機能を担う地域生活支援拠点の整備を進めているところです。 拠点数は回答日時点で半数の22市町村です。
全国の中でも、中ポツが圏域にないのは龍ヶ崎保健所圏域だけだと聞きます。その整備もお願いします。	ご意見ありがとうございます。茨城県では、障害者就業・生活支援センターを障害福祉圏域ごとに9箇所指定しており、取手・竜ヶ崎圏域では、「障害者就業・生活支援センターかすみ（土浦市・運営：NPO自立支援ネットワーク）」を指定しておりますので、ぜひご活用くださればと存じます。指定等体制整備については、引き続き活用状況等を考慮して検討してまいりますので、参考にさせていただきます。 ※障害者雇用促進法第27条に基づき、知事（労働政策課）が指定。
支援プランの中には日常生活自立支援もあると思いますが、プラン（計画）の中で、成年後見に関して触れられているものの、もう少し相手に寄り添った支援プランがひとつのテーマになっていないのはなぜなのか、教えていただけると幸いです。	ご意見ありがとうございます。 現プランの成年後見に関する記載事項は従来のプランを踏まえ、「成年後見制度の活用に係る支援に努める」としてはありますが、ご意見を踏まえて、次回プラン改訂時の参考とさせていただきます。

【講演】

「子育てときょうだい支援」

一般社団法人 Yukuri-te(ゆくりて) 代表理事
小児神経専門医 小児科専門医

湯 浅 正 太 氏

◆一般社団法人 Yukuri-te(ゆくりて)◆

子どもの健全な心の発達のために、医学以外の分野からも情報発信や支援をしたいと思い、一般社団法人Yukuri-te(ゆくりて)を立ち上げました。親子の関わり方のアドバイスやきょうだい支援、子どもに関わる事業所(障害児が通っている施設)や児童養護施設(被虐待児が入所している施設)の支援などを行っています。

日本語で「ゆくり」とは、「縁」「つながり」という意味です。私は、医師として様々な人の発達、人生に関わる中で、人が人生を健全に生きていくためには、人と人との「つながり」こそが肝心要の要素だと理解するようになりました。だからこそ、子どもの頃から、つながりを上手に作れるパーソナリティを作っていく必要があると思います。「ゆくりて」の「て」は、「手」「担うところ」という意味です。「つながりを導くところ」という意味をこめて、「ゆくりて」としました。



講師 湯浅 正太 氏

○きょうだい児として生まれた私

家族の中に病気や障害のある子どもがいて、その兄弟姉妹のことをひらがなで「きょうだい」と示すようになっていました。私は3人兄弟の長男として生まれ、一番下の弟にみんなと同じように行動できない特徴があり、私はきょうだい児という立場で育ちました。

私が公立小学校6年生の時、その弟が入学してきました。あるとき、私が授業を受けていると私の友達が声をかけてきました。

「湯浅くんの弟が、友達に追いかけて、嫌がらせを受けているよ。」

ふと校庭に目をやると、数人の子どもたちが私の弟を追いかけていじめていました。授業中でしたが、私は上履きのまま、校庭に出て弟を助けました。このようなことが何度もあり、私は休み時間の度に弟の教室に行き、弟がいじめられてないか偵察に行くようになりました。

「どうして社会は弟のこと守ってくれないんだろう。弟は何も悪いことをしてないのに、なんでいじめられるのだろう。学校の先生は、なぜ弟を守ってくれないのだろう。」

という気持ちがとても強くなっていきました。

当時、家では弟は笑顔で過ごしていました。学校でいじめられていても、彼なりに乗り越えて大丈夫なのかと思っていました。おそらく、私自身が大丈夫だと思ったのだと思います。そんなある時、家の近くのベンチに座りながら私は弟に尋ねました。

「最近、学校楽しいか。」

そう尋ねて、弟から返ってきた答えが、

「みんなと同じくできないよ。」

という言葉でした。弟の思いを聞いて、私は心臓をハンマーで殴られたような痛みを感じました。やはり弟は、みんなと同じように行動できないことに対して、つらい思いを抱いているのだと分かったのです。

その日の夜から、私は布団に入ると、ひとりでしくしく泣くようになりました。弟を分かってあげられない自分、社会を変えられない自分、自分の無力さを責めていましたが、自分の親には知れないようにしていました。親が子育てで苦労していることはわかっていますから、私たちが経験していることを親に言って、親の心を傷つけないかったという気持ちはあったのだと思います。自分の中でどうにかしたいと思っていましたが、当時の私にはどうしたらいいのかが分からないまま、中学生になりました。

私は公立中学校に進みました。もう弟の偵察に行かなくてよくなりましたが、弟のことはいつも頭から離れず、「今頃、弟はいじめられてないかな。」と、思いながら過ごしていました。私はアトピー性皮膚炎があったので、ストレスで症状が悪化しました。心も、体も、ボロボロの状態でした。

そんな環境の中、私には学習する意欲や習慣が全くありませんでした。その理由の一つが、社会に対する不信感でした。私は、弟を守れない社会で働いている大人たちを信用できず、先生たちが提供してくれる教育にも価値を感じられませんでした。中学1年生になり英語の授業が始まりましたが、勉強もしないのでテストの点数も取れない状態でした。テストの点数や成績による狭い価値観を感じながら、自己肯定感は下がる一方だったように思います。

中学2年生になり、クラスの中で、あるクラスメイトがいじめられていました。その光景が弟が

嫌がらせを受けていた光景と重なり、私に怒りがわいてきました。いじめているクラスメイト達に対していじめをやめるように注意し、いじめはそこで終わりました。でも今度は、いじめを止めに入った僕が、逆にからかいを受けるようになったのです。

そんなある日、担任の先生がクラスメイトを一堂に集めて話し出しました。

「このクラスの中にかからかいを受けている人がいる。人をからかうことは、人間として、社会で生きる者として正しいことなのか。」と、言ってくれました。そのことをきっかけに、私へのからかいは止まりました。私は、「世の中にはこんな先生もいるんだ。」と、ちょっとした安心感を感じた覚えがあります。

1学期にそんな出来事があり、夏休みを迎えました。ちょうどその担任の先生の担当教科が英語だったので、英語の学習を頑張ろうと思い、夏休みに英語を一から勉強し直しました。そして、夏休みが明けて全国学力テストがあり、私は英語で100点を取れるようになっていました。

一人の先生が、大人としてあるべき姿を私に見せてくれたことで、私は学習にも意欲的に取り組むようになりました。そして、次第に、自分の経験を生かして、みんなと同じくできないような子に関われる医者になりたいと思うようになりました。

大学の医学部に入って学ぶうちに、いろいろな立場の人の意見や文化を知りたいと思うようになりました。医学部5年生の時、1年間休学して留学し、海外の医療や福祉を現場で学びました。

私は、それまでの人生で、社会的な環境次第で子どもの様子が変わることを身を持って体験しました。その経験を生かして、様々な心身の課題を抱える子どもたちにアプローチできる医師になりたいという思いはやはり変わりませんでした。それは、小児科の中でも、小児神経科という分野の医師であろうと思い、小児神経科医になりました。

○きょうだいの順番と性格

きょうだいで何番目に生まれたかによって、ある程度パーソナリティが決まると言われています。長男長女は第一子として生まれて、親も手探りで子育てをします。そういう親の元で育った長男長女には、ある程度不器用さがあります。次に生まれた次男次女は、一度子育て経験のある親の元で育つので、ある程度器用に育ちます。ただ、常に一番の愛情を受け育っていた長男長女の下で生活する次男次女は、長男長女とは心の発達が違うと言われています。

今の教育システムでは、社会で求められる能力を育てにくい側面があるのかもしれません。つまり、学力が重視される一方で、それ以外の能力を伸ばしづらい。そう感じます。子どもの時期に、一番育てるべきは、様々なつながりを作れる健全な心です。人とコミュニケーションを取る、相手の気持ちを汲める、思いやる。そういった、相手とうまくつながれる心を育てることがとても大切です。プラス学力があればいいかもしれませんが、学力は手段でしかなく、それが全てではないということです。それを今、子どもを育てている親に伝えたいと思います。

○きょうだい支援

障害児者のきょうだい児は、学校で不適応を起こしたり、学習についていけないことがあります。きょうだい、学業を修めて社会で自立し、大人になってからも幸福を感じながら生きるためには、

子どもの頃に何をやってあげればいいのでしょうか。

私は、その研究をした結果、「障害や病気のある同胞を持つきょうだいにとって、同胞に関することを相談する主な相手が親であることが、きょうだいにとって大事」ということでした。子どもにとって、親が安心安全な存在であり、同胞のことをいつでも気兼ねなく親に相談出来て、障害の知識も共有してもらえる。そういった親との関係が必要です。

きょうだい支援とは、つまり子育て支援です。きょうだい支援の中で大事なものは、親が中核になることです。でも、親だけにがんばれ、というつもりはありません。障害や病気のある家族がいると、親には時間や労力がかかります。その分、きょうだいや他の家族に手が行き届かなくなる可能性があります。だからこそ、社会がいろいろな経済的支援や時間、場所の支援を家族に提供すべきだと思います。

きょうだいが結婚を考えたとき、パートナーやその家族に同胞のことをどう伝えるかが課題となります。実際にきょうだいの方に話を聞くと、きょうだい自身が、同胞の障害のことをうまく説明できずに、結婚を反対されたケースもあるのです。とても残念なことです。

きょうだいが同胞の障害を他人にうまく説明できるようになるには、まず親が障害をきちんと理解することが重要です。私は、障害や病気のあるお子さんに向き合うにあたって、医療や福祉、教育、さまざまな社会が、親にいろいろな知識を提供するべきだと思っています。障害について、親の理解が進み、さらにきょうだいの理解が進むと、家族全体の人生が好転すると思います。

○つながることの大切さ

人が社会で生きるにあたって不安が生まれます。でも、自分にとって安心安全、心地よい、そういったつながりを経験することによって、社会的な不安が軽減されます。不安が軽減されるからこそ好奇心が生まれ、また社会的な交流ができるようになる。そういった循環を意識しながら、そのつながりを活用することが大切です。

家庭には親子のつながりがあります。親子がつながるために、親の表情の豊かさはとても大事です。心の不調を訴える子どもの家庭において、際立つのは、親の表情の乏しさです。親の表情が乏しいと、子どもは親の気持ちを図ることが難しく、健全な親子のつながりがなかなか保てなくなってしまう。すると、子どもが健全に心を維持することが難しくなってしまうのです。

子どもたちは1日の大半を家庭や学校で過ごすので、親や学校の先生たちの影響を強く受けます。だからこそ、そういった身近な大人の表情の豊かさが、とても大事なのです。つまり、大人が心の余裕を持って生きられる環境が大切ということなのです。

例えば学校の先生たちの働き方改革が重要視されていますが、先生たちが明るい表情を見せられる教育現場になれば、子どもたちの不登校の問題なども案外減っていくのではないかなと思います。そのためにも、教育現場での働き方改革は急務なのです。



○質疑応答

Q：障害のある子を育てている親が、周りにカミングアウトできない方がいます。親自身が、障害を受容できていないのかと思いますが、そのような方にどのように接していけばいいのでしょうか。

A：障害受容とは、「障害を受け入れる」ということです。

親が子どもの障害を受け入れるためには、私は「つながり」が必要だと思います。同じような経験をしている方や、施設の方、そういったいろいろな方とつながる機会がどんどん増えることによって、親の不安が軽減できかもしれません。そうすることによって、障害を受け入れていく心が少しずつ整うものと思います。

一方で、人は新しい物事に接するときには不安が生まれます。いろいろなところにやたらにつながることが必ずしも良いわけではありません。その人のパーソナリティを見極めながら、その人にあったつながりを模索していくことが、大きなポイントだと思います。

障害受容に関しては、診断が大きなポイントになります。ダウン症も含めて、いろいろな病気、障害については、なるべく早期診断を心がけています。受容が早ければ早いほど、いろいろなプラスの面を持つからです。親の障害受容が遅ければ、障害に対するきょうだいの理解も遅くなります。障害に対するきょうだいの理解が進んでいないと、きょうだいが社会に対して障害への理解を求めたいとき、きょうだい自身が説明できずに困ってしまいます。

私も医師として、患者さんのご家族の障害受容に向けて、いろいろなつながり作りを心がけています。そのつなげ方も、支援者、知的障害者相談員の方の個性が表れるところかと思っています。

Q 私には長女と下に自閉症の長男がいます。長男に手がかかって、長女には大変な思いをさせてきたかもしれません。長女はきょうだいというより、もうひとりの母親のような、同士のような関係でここまで来たと思っています。障害のある子が上か下かによって、きょうだいに対する親の愛情のかけ方、接し方が違ってくるのでしょうか。障害の種類によっても違うかと思いますが、どういうところに気をつけた方がいいなどのポイントがあれば教えてください。

A 障害のある子の支援にあたって、親ときょうだいと一緒にがんばるスタンスは、それは必要不可欠で、ある程度仕方ないことだと思います。きょうだいの出生順序が上であろうと下であろうと、そのきょうだいにとって大切なのは、個別に親から関わってもらうことです。しかし、親にそれができるだけの心の余裕があるかという、なかなか難しいのが現状かもしれません。良好な親子関係を築きたいと思っても、そこに社会的な支援がなければ、実際には親だけを苦しめることになってしまいます。だからこそ、親に対して社会が支援していく必要があります。支援者が、親と社会とのつながりを導いてあげることも大事だと思います。

自分だけでがんばろうとする親もいます。でも、がんばることもつらくなって、心が穏やかでなくなってしまう人もいます。まずは、そういった親につながりを作り、心を整えられるように工夫することが必要だと思います。つながりを作ることがスタートラインだと思います。

Q 先生がいじめの話がされました。アメリカなどでは、いじめをする側の方が、何かしらの発達障害を持っているかのように扱われていると聞いたことがあります。いじめをする側の子どもについて、先生の意見を伺いたいです。

A いじめをする側の子どもの家庭をみると、貧困や、親に精神疾患が存在することもあります。つまり、子どもの健全な心を育てるために必要な親子のつながりを作りにくい家庭状況があるものです。私は、そういったつながりを「ゆくり」と表現していますが、健全な「ゆくり」がない中で育った子どもだからこそ、不健全な心をもとに他人に対していじめをしてしまうことが多いのです。

今振り返ると、私が子どもの頃、私や友達をからかってきた子どもたちの家庭的な背景はよくなかったと思います。その子たちが悪いわけではなくて、子どもが置かれる養育環境が悪いのです。しかも、子どもの健全な心を育てられない親自身も、子どもの頃に虐待を受けていたり、辛い子どもの時期を経験しているものです。そういった、家庭的な背景があると思います。

「教育現場の責任でいじめをなくせ」と言う人がいます。あたかも教育現場が悪いかのように言う人がいますが、実際には、いじめの加害者側の家庭に問題があることが多いのです。教育現場を何とかしようとしても、いじめの加害者である子の家庭環境が変わらない限り、いじめの構図は変わりません。子どもたちの健全な心を育てる環境を作ることによって、いじめの問題は解決できると思います。そこを社会は認識すべきで、実現するには長い時間が必要です。

家庭がうまく機能するには、親の心の余裕が必要です。しかし、心に余裕を生み出せる社会かというと、全くそうではありません。特に教育現場では、過酷な労働条件の中で、先生たちはとてもがんばっています。今のように過労が叫ばれる労働状況で、先生たちは心に余裕を持ちながら子どもたちに教育を提供できているのでしょうか。私は、国が先生たち、大人たちの心の余裕を生み出す環境をしっかりと作らない限り、子どもたちの健全な心は育たないと思います。だから、今、子どもたちのいじめもなくなるらないのです。



一般社団法人 Yukuri-te(ゆくりて)

研修会講師の湯浅正太氏は、一般社団法人 Yukuri-te (ゆくりて) の代表理事をされており、ホームページでは、子育て支援、きょうだい支援について情報発信をされています。きょうだい支援について、ぜひ、Yukuri-te (ゆくりて) のホームページをご覧ください。

ホームページは
こちらから

<https://yukurite.jp/>



click!

「みんなとおなじくできないよ 障がいのあるおとうととボクのはなし」

作 : 湯浅 正太
出版社 : 日本図書センター

障害のある弟がいる小学生の「ボク」は、弟のことを好きだと思っ一方で、心配もしています。「ボク」は、複雑な感情と懸命に向き合い、成長していきます。障害のある兄弟姉妹をもつ「きょうだい児」の悩みや不安、孤独な気持ちを当事者の視点で書いた絵本です。ぜひご覧ください。



出版社 : 日本図書センター

茨城県知的障害者相談員連絡協議会 事務局

〒310-0851 水戸市千波町1918

セキショウ・ウェルビーイング福祉会館 2F

茨城県手をつなぐ育成会

障害者なんでも相談室 内

TEL 029-244-9588

FAX 029-243-3854